

保育園・子ども園の保護者の皆様へ

# 新型コロナウイルス感染症について



新型コロナウイルス感染症について、感染予防対策及び現在の対応について、お知らせします。

## 新型コロナウイルス感染症の予防について

**発熱や咳等、風邪の症状が見られるときは、園内での感染防止のため、保育園・子ども園の登園を控えるようご協力をお願いします。**

### 【日常生活で気を付けること】

- ◆手洗いが大切です。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などにこまめに石けんやアルコール消毒液などで手を洗いましょう。
- ◆発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録してください。
- ◆季節性インフルエンザと同様の咳エチケットなどの対策を行ってください。



※詳細は、新宿区ホームページでご確認ください。  
 新型コロナウイルス感染症について：<https://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/cIn202002.html>

### 【保育園等における感染拡大防止のためのお願い】

- ◆保育園等の登園に当たっては、**登園前に子ども本人の体温を計測してください**（必要に応じて園職員が計測させていただく場合もあります。）。**発熱等が認められる場合には、利用をお断りさせていただきます。**
- ◆過去に発熱等が認められた場合にあつては、**解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは、利用をお断りさせていただきます。**なお、このような状況が解消した場合であっても、引き続き当該子どもの健康状態に留意してください。

（令和2年2月25日付、厚生労働省通知「保育所等における感染拡大防止のための留意点について」から要旨記載）

## 保育園等での新型コロナウイルスへの対応について

新型コロナウイルス感染症を指定感染症とする政令が令和2年2月1日に施行されました。

また、3月19日付の厚生労働省通知により、中国等の対象地域から帰国した児童等については、当該保育園等において、次の確認を行うこととなります。

中華人民共和国で発生し、感染が世界的に拡大している新型コロナウイルス感染症に関し、令和2年1月31日以降の累次にわたる閣議了解、新型コロナウイルス感染症対策本部による公表等を踏まえ、概ね過去14日以内に**法務省が指定する出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号に基づく入国拒否の措置の対象地域【次ページ参照】**から帰国した者及び香港発船舶ウエステルダムに乗船していた者（当該地域から帰国した者及び香港発船舶ウエステルダムに乗船していた者と濃厚な接触をした者を含む。）については、保健福祉部局、保健所及び嘱託医と連携のうえ、**発熱**（概ね37.5℃以上）や**呼吸器症状**があるかどうかを確認し、次の対応をすること。

①発熱等の症状により**感染が疑われる子ども等**については、他人との接触を避け、マスクを着用させるなどし、すみやかに最寄りの保健所などに設置される**帰国者・接触者相談センター**に電話連絡し、センターから指定された医療機関を受診すること。

②現に症状がない子ども等についても、**帰国又は接触から14日間は外出を控えていただくよう**、要請するとともに、健康状態を観察すること。症状が出現した場合には、上記①に従うこと。

（令和2年3月19日付、厚生労働省通知から要旨抜粋）

◇**帰国者・接触者電話相談センター**（※一般的な相談はできません。※詳細は、新宿区ホームページでご確認ください。）

平日（9時～17時）	帰国者・接触者電話相談センター（新宿区保健所） 電話：03-5273-3836
平日（17時～翌朝9時） 土曜、日曜、祝日の終日	帰国者・接触者電話相談センター（東京都） 電話：03-5320-4592

新宿区子ども家庭部 保育課・保育指導課

**法務省が指定する出入国管理及び難民認定法第5条  
第1項第14号に基づく入国拒否の措置の対象地域**

《令和2年3月19日現在》

- ・ **中華人民共和国**：湖北省、浙江省
- ・ **大韓民国**：大邱<sup>テグ</sup>広域市、慶尚<sup>ケイショウ</sup>北道<sup>ホクドウ</sup>の清道<sup>チョンド</sup>郡、慶山<sup>キョンスン</sup>市、安東<sup>アンドン</sup>市、永川<sup>ヨンチャン</sup>市、  
漆谷<sup>チルゴク</sup>郡、義城<sup>ウィソン</sup>郡、星州<sup>ソンジュ</sup>郡、軍威<sup>グンウィ</sup>郡
- ・ **イラン・イスラム共和国**：ギーラーン州、コム州、テヘラン州、  
アルボルズ州、イスファハン州、  
ガズヴィーン州、ゴレスタン州、セムナーン州、  
マーザンダラン州、マルキャズィ州、  
ロレスタン州
- ・ **イタリア共和国**：ヴェネト州、エミリア＝ロマーニャ州、ピエモンテ州、  
マルケ州、ロンバルディア州、ヴァッレ・ダオスタ州、  
トレンティーノ＝アルト・アディジェ州、  
フリウリ＝ヴェネツィア・ジュリア州、リグーリア州
- ・ **サンマリノ共和国**：全ての地域
- ・ **スイス連邦**：ティチーノ州及びバーゼル＝シュタット準州
- ・ **スペイン王国**：ナバラ州、バスク州、マドリード州、ラ・リオハ州
- ・ **アイスランド共和国**：全ての地域
- ・ **香港発船舶ウエステルダム**に乗船していた外国人

上記対象地域等については、今後の流行状況に合わせて変更の可能性があります。

今後は、法務省のホームページ「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否について」により、適宜確認をお願いします。

法務省の新型コロナウイルス感染症に関する情報のページ  
<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>

